

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月21日に、資格喪失日に係る記録を同年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月21日から同年4月11日まで  
私の船員手帳によると、私は、昭和38年1月21日から同年4月10日まで、A社のB丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社のB丸に甲板員として乗船勤務していたことが確認できる。

また、当時の複数の同僚からは、「A社は複数の船舶を所有していたが、申立期間当時はB丸のみを所有していた。また、当時、B丸の乗組員数は、15人から22人ぐらいであった。」旨の供述が得られ、A社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同社での船員保険加入者数は、17人から20人で推移していることが確認できることから、当時、同社では、乗船勤務するほぼすべての乗組員を船員保険に加入させていたものと考えても不自然ではない。

さらに、当時の同僚は、「申立期間当時、B丸の甲板員は3人であった。」旨を供述しており、A社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、甲板員として同社で船員保険の被保険者資格を取得している者は2人であることが確認できる上、同僚から氏名の挙がった複数の乗組員のうち、

同社で船員保険に未加入とされている者は確認できないことから、申立人についても、他の同僚と同様、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同職種（甲板員）である同僚の船員保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月7日から21年2月1日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月から21年2月まで

私は、昭和18年4月から21年2月まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に入社した時の経緯及び当時居住していた同事業所の寮のことを記憶しており、これら入社時の経緯等については、同僚の供述とも一致していることから、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日の者が昭和20年12月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が確認でき、この記録は申立人のものと認められるが、オンライン記録には収録されておらず、資格喪失日については何も記載されていない。

さらに、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人欄より先に記載され、かつ申立人の厚生年金保険被保険者記号番号より前の記号番号が記載されている複数の同僚に係る同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、「昭和21年1月31日」と記載されていることが確認できることから考えると、当該同僚が同事業所で資格を取得した時点において、申立人は同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた

ものと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 7 日から 21 年 2 月 1 日までの期間において、A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、40 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法において女子に適用が拡大され、厚生年金保険料の徴収が開始される前の期間であり、同年 10 月 1 日から 20 年 12 月 6 日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、当時の同僚等からの供述は得られない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月15日から同年5月10日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を55年3月15日に、資格喪失日に係る記録を同年5月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から30年1月6日まで  
② 昭和30年1月10日から32年4月13日まで  
③ 昭和33年11月18日から同年12月12日まで  
④ 昭和55年3月15日から同年5月10日まで  
⑤ 昭和55年6月6日から同年6月27日まで

私の船員手帳によると、私は、申立期間①はB氏のC丸に、②及び③はD氏のE丸に、④及び⑤はA社のF丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、③、④及び⑤が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間④において、A社のF丸に一等機関士として乗船勤務していたことが確認できる。

また、当時の複数の同僚の供述及びG組合が保管する資料から、当時、A社のF丸の乗船勤務者は7人とされているところ、同社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間④当時、同社での船員保険加入者数は6人と、同船の乗船勤務者ほぼ全員が同社で船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、前述のG組合が保管する資料から判明したA社のF丸の性能によると、当時の船舶職員法（昭和26年4月16日 法律第149号）の規定により、同船には、機関長に加え一等機関士を乗り組ませなければならないところ、同社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間④当時、一等機関士として同社で船員保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

加えて、A社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間④の前後の期間は、他の同僚が一等機関士として同社で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間④において、一等機関士として同社のF丸に乗船勤務していた申立人のみが事業主により給与から船員保険料を控除されていなかったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人と同じ職種（一等機関士）で、かつ申立人の前任者である同僚の昭和55年3月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月から同年4月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、申立期間①はBのC丸に、②及び③はDのE丸に、それぞれ乗船勤務していたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、Bは昭和32年6月1日に、Dは同年4月13日に、それぞれ船員保険の事業所として新規適用されていることが確認できることから、申立期間①及び②において、両船舶所有者は船員保険の適用事業所ではない。

また、オンライン記録により、Dで船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の中には、申立人と同様、船員手帳における雇入期間と同氏での船員保険加入期間が異なっている者が複数確認できる。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間①、②及び③における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られない。

3 申立期間⑤について、申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の複数

の同僚の供述から、申立人は、申立期間⑤において、A社のF丸に機関長として乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑤を含む前後の期間を通じて、他の同僚が機関長として船員保険に加入していることが確認できる上、当該機関長からは、「私の船員手帳を見ると、申立期間⑤は有給休暇期間中であつた。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間⑤において、当該機関長の代替要員として同社が所有する船舶に乗船勤務していたことがわかる。

また、当時の同僚等からは、「当時、1か月未満の臨時雇用者は船員保険に加入させていなかったところが多かった。」旨の供述が得られたところ、申立人の勤務期間は1か月未満である上、A社の船員保険被保険者名簿を見ると、同社での船員保険加入期間が1か月未満である者は確認できないことから、同社では、乗船期間が1か月未満の臨時雇用者について船員保険に加入させない取扱いとしていたことが推認でき、申立人についても、船員保険に加入させていなかったと考えても不自然ではない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月上旬ごろから25年12月1日まで  
私は、昭和24年8月上旬ごろから、A県において、B社のC丸に継続して乗船勤務していたにもかかわらず、同事業所での船員保険の被保険者資格の取得日が25年12月1日とされ、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は申立期間当時、A県において、B社のC丸に乗船勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び船舶所有者名簿を見ても、C丸が属する、B社の事業所を特定することはできない。

また、オンライン記録等によると、申立人は、申立期間直後の昭和25年12月1日から27年7月31日まで、B社D出張所で船員保険の加入記録が確認できるところ、申立人は、当該期間についても、「申立期間と同様、C丸に乗船勤務していた。」旨を述べていることから、C丸は、同社D出張所に属していたことがわかるものの、船舶所有者名簿により確認できる、同社D出張所の船員保険の事業所としての新規適用年月日は25年12月1日とされており、申立期間は船員保険の適用事業所ではない。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒にC丸に乗船勤務していた旨を供述する複数の同僚も、オンライン記録によると、申立期間当時、船員保険に加入した記録は確認できない。

加えて、オンライン記録により、昭和21年9月17日に船員保険の事業所として新規適用されたことが確認できる、B社の船員保険被保険者名簿及び船舶所有者索引簿を見ても、申立人及びC丸に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。